

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）						別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）					
事務	条項	内容	専決権者			備考					
			副局長	部長	センター室の長						
[略]						[略]					
3 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	[略] 第18条の4及び第18条の18	[略]				3 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	[略] 第18条の4及び第18条の19	[略]			
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。						備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。